

【自治会加入の促進について】

役員の皆様自治会活動ご苦労様です、

新しく転入された方の自治会への加入について班長は会長から自治会への加入の指示が来るものと勘違いされている事案が発生いたしました。

自治会加入の手続きの吉川市のルールを下記に示します。

あくまでも転入者が転入者情報を自治会に伝える同意書が無ければ、市役所から自治会会長へは連絡はありません。（今年度は4件の転入者がありますが会長へは市役所から連絡はありません）

おそらく転入者は転入に当たっての優先すべき他の手続きがあり同意書は後回しとなりそれきりとなっているようです。

この同意書の提出を待っていては自治会加入のタイミングを逸してしまいます。

班長は転入者があった場合は市からの情報提供を待たず転入者を訪問し、ゴミ集積場の利用ルール（ゴミ当番）等を説明すると同時に自治会加入手続きをお願いして下さい。

その際、西自治会の情報を閲覧できるホームページもご案内して下さい。

吉川市のルール

吉川市の加入促進の取り組み

転入・転居者の情報提供サービス(平成22年3月1日～)

自治会をより身近に感じてもらえるよう、転入・転居者に「自治会加入促進チラシ」と、「(転入・転居者が)自身の個人情報を自治会に伝えることへの同意書」を配布しています。同意書が自治会長に届いたら、同意書に記載された転入・転居者へ自治会から連絡します。

※同意書は、入会への届出ではありません。入会手続きはそれぞれの自治会の方法で行ってください。(同意書は、転入・転居者の方が「市が転入・転居者の個人情報を自治会へ提供すること」へ同意したものです)。

※市役所から通知が届きましたら、なるべく早く転入・転居者へご連絡ください。

